

令和4年度入学
教育学部学生のための

教員免許状取得の手引



令和4年4月

琉球大学教育学部

目	次
I 教育学部において取得できる教育職員免許状の種類	1
II 教育職員免許状取得のために必要な最低修得単位数	2
III 「教育職員免許状取得の手引」の利用について（注意事項等）	5
IV 教育実習の登録条件について	6
V 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等	
●全校種共通	
①教員免許法施行規則第66条の6に関する科目	8
●小学校教諭	
②「教科及び指導法に関する科目」	9
③「大学が独自に設定する科目」	10
④「教育の基礎的理解に関する科目等」	11
●中学校教諭	
②「教科及び指導法に関する科目」、③「大学が独自に設定する科目」	
1) 国語	12
2) 社会	14
3) 数学	18
4) 理科	20
5) 音楽	22
6) 美術	24
7) 保健体育	26
8) 技術	28
9) 家庭	30
10) 英語	32
④「教育の基礎的理解に関する科目等」	34
●高等学校教諭	
②「教科及び指導法に関する科目」、③「大学が独自に設定する科目」	
1) 国語	35
2) 地理歴史	37
3) 公民	40
4) 数学	43
5) 理科	45
6) 音楽	47
7) 美術	49
8) 工芸	51
9) 保健体育	53
10) 家庭	55
11) 工業	57
12) 英語	59
④「教育の基礎的理解に関する科目等」	61
●幼稚園教諭	
②「領域及び保育内容の指導法に関する科目」	62
③「大学が独自に設定する科目」	63
④「教育の基礎的理解に関する科目等」	64
●特別支援学校教諭	65
VI 教育職員免許法（抜粋）	66
VII 教育職員免許法施行規則（抜粋）	72

I 教育学部において取得できる教育職員免許状の種類

課 程	コース	専攻	専 修	課程認定を受けている 免許状の種類・教科	取得できる免許状の 種 類 ・ 教 科	備 考
学校教育教員養成課程	小学校 教育コース	学校教育 専攻	教育実践学 子ども教育開発	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	幼一種免 小一種免	○ 卒業要件 1. 小学校教育コース 小一種免 2. 中学校教育コース 中一種免 3. 特別支援教育コース 小学校選修： 小一種免と特支一種免 中学校選修： 中一種免と特支一種免
		教科教育 専攻	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 生活科学教育 英語教育	中学校教諭一種免許状 国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語 高等学校教諭一種免許状 国語、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、 保健体育、家庭、工芸 工業、英語 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	中一種免 国 語 社 会 数 学 理 科 音 楽 美 術 保 健 体 育 技 術 家 庭 英 語 高一種免 国 語 地 理 歴 史 公 民 数 学 理 科 音 楽 美 術 工 芸 保 健 体 育 家 庭 工 業 英 語	
	中学校 教育コース	教科教育 専攻	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 生活科学教育 英語教育		特支一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
	特別支援 教育コース	特別支援 教育専攻	特別支援 教 育			

II 教育職員免許状取得のために必要な最低修得単位数

○幼稚園教諭

教科及び教職に関すること	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許	一種免許	二種免許
領域及び保育内容の指法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4
	幼児理解の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		38	14	2

○小学校教諭

教科及び教職に関すること	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許	一種免許	二種免許
教科及び教科の指法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2

○中学校教諭

教科及び教職に関すること	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許	一種免許	二種免許
教科及び教科の指法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4

○高等学校教諭

教科及び教職に関すること	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許	一種免許
教科及び教科の指法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	8
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育実習	3	3
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		36	12

○特別支援学校教諭

教科及び教職に関すること	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許	一種免許	二種免許
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
免許状に定められることとなる特別支援学校教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3

※小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の教諭の普通免許状を有することが条件

Ⅲ 「教育職員免許状取得の手引」の利用について(注意事項等)

1. 「教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等」は、教員免許取得上の最低修得科目及び単位を掲載している。

2. 教員免許取得に必要な履修科目・単位数と、卒業に必要な履修科目・単位数については必ずしも一致しない。
そのため、卒業に必要な履修科目・単位数については、必ず学生便覧で確認すること。

3. 教員免許取得に必要な科目は、
①教員免許法施行規則第66条の6に関する科目
②教科及び指導法に関する科目(幼稚園は、領域及び保育内容の指導法に関する科目)
③大学が独自に設定する科目
④教育の基礎的理解に関する科目等
に大きく分けられ、それぞれに必要な科目・単位を修得する必要がある。
※特別支援学校教諭免許は上記以外に「特別支援教育に関する科目」を修得する必要がある。

4. 教育職員免許資格取得に当たっては、1年次からの計画的履修が望まれる。

5. 教職関係科目は、科目番号が「教職〇〇〇」と「全教〇〇〇」に分かれて開設され免許課程が異なる。
教育学部→「**教職**〇〇〇」の科目番号の科目を履修すること。
他学部 →「**全教**〇〇〇」の科目番号の科目を履修すること。
※同じ科目名でも、誤った科目番号の科目を履修した場合、教員免許の科目として扱えないことがあるので、履修においては、登録する科目の科目番号にも注意すること。

IV【教育実習の登録条件について】

●教育学部 教育実習の登録条件(附属小学校・中学校実習)【主免用】

【登録条件】教育実習登録時に以下の(1)～(3)の条件を満たすことが必要となります。

- (1) 以下の科目を履修済みであること。(附属小・附属中共通)
 ①「教職入門」②「教育原理」③「介護等体験指導」④「教職体験Ⅰ(小)」又は「教職体験Ⅰ」 ⑦「教職体験Ⅱ(小)」又は「教職体験Ⅱ」(子ども教育開発専修の学生は「子ども学フィールドワーク」、特別支援教育専攻の学生は「インクルーシブ教育フィールドワーク」)
- (2-1) 以下の科目を履修済み又は同時履修中であること。(附属小)
 ⑤「特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援」⑥「教育におけるICT活用」⑧「教育心理学」⑨「教育課程(教諭)」⑩「教育方法(教諭)」
 ⑪「生徒指導論(進路指導)(教諭)」⑫「特別活動論(教諭)」 ⑬「道徳教育の理論と実践A(教諭)又はB(教諭)」 ⑭「教育相談(教諭)」又は「学校カウンセリング(教諭)」
 ⑮「小学校教科」12単位以上(特別支援教育専攻は6単位以上)⑯「各教科の指導法」(小学校)8単位以上
- (2-2) 以下の科目を履修済み又は同時履修中であること。(附属中)
 ⑤「特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援」⑥「情報通信技術を活用した教育の理論と方法の科目(仮称)」⑧「教育心理学」⑨「教育課程(教諭)」⑩「教育方法(教諭)」
 ⑪「生徒指導論(進路指導)(教諭)」⑫「特別活動論(教諭)」⑬「道徳教育の理論と実践A(教諭)又はB(教諭)」⑭「教育相談(教諭)」又は「学校カウンセリング(教諭)」
 ⑮「中学校教科」14単位以上⑯「各教科の指導法」(中学校)2単位以上
- (3-1) 以下の科目を同時履修すること。(附属小)
 ⑬「学校教育実践研究(小)」
- (3-2) 以下の科目を同時履修すること。(附属中)
 ⑳「学校教育実践研究」

上記条件該当項目	科目名	受講年次	条件①		条件②	備考
			履修済み	同時履修		
附属小 附属中 共通	① 教職入門	1年前期	○			
	② 教育原理	1年後期～2年前期	○			
	③ 介護等体験指導	1年後期	○			※特別支援教育専攻は免除
	④ 教職体験Ⅰ(小) or 教職体験Ⅰ	1年後期	○			
	⑤ 特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1年後期	○	○		
	⑥ 教育におけるICT活用	1年後期	○	○		
	⑦ 教職体験Ⅱ(小) or 教職体験Ⅱ	2年前期				
	子ども学フィールドワーク(※子ども教育開発専攻のみ)	2年前期		○		
	インクルーシブ教育フィールドワーク(※特別支援教育専攻のみ)	2年後期		○		
	⑧ 教育心理学	2年前期		○		
	⑨ 教育課程(教諭)	2年前期		○		
	⑩ 教育方法(教諭)	2年前期		○		
	⑪ 生徒指導論(進路指導を含む)(教諭)	2年前期～2年後期		○		
	⑫ 特別活動論(教諭)	2年前期～3年前期		○		
⑬ 道徳教育の理論と実践A(教諭)	2年後期～3年前期		○			
道徳教育の理論と実践B(教諭)	3年前期		○			
⑭ 教育相談(教諭)	2年後期～3年前期		○			
附属小	⑮ 学校カウンセリング(教諭)	2年後期～3年前期		○		
	⑯ 小学校教科	1年前期～3年前期		○	12単位以上(特別支援教育は6単位以上)	
	⑰ 各教科の指導法(小学校)	2年前期～3年後期		○	8単位以上	
	⑱ 中学校教科	2年前期～3年後期		○	14単位以上	
附属中	⑲ 各教科の指導法(中学校)			○	2単位以上	
	⑳ 学校教育実践研究(小)	3年通年		○		
附属中	㉑ 学校教育実践研究	3年通年		○		

※教育実習の登録条件にはなっていないが免許取得には必修・選択必修となる教職科目

科目名	受講年次
総合的な学習の時間の授業づくり	2年後期
必 教育行政学	3年前期
選 学校社会学	3年前期
必 教育の制度	3年後期

●教育学部 教育実習の登録条件(公立実習)【副免用】

- (1) 附属学校(小学校or中学校)の教育実習を履修済であること。
- (2) 当該免許に係る学校種(教科)の指導法を履修済み又は同時履修すること。

●教育学部 教育実習の登録条件(幼稚園教育実習)【副免用】

- (1) 小学校教育実習を履修済み又は同時履修すること。
- (2) 「幼稚園教育課程の編成方法」、「幼児の教育方法」及び「幼児理解」を履修済みであること
- (3) 「幼稚園教育基礎実践」(事前指導科目)を履修済みであること。

2. 教職実践演習の登録条件

- (1) 卒業要件の免許(原則として小学校教育コースにあっては小一種、中学校教育コースにあっては中一種など)必須科目を履修済みであること。
 ※必須科目には共通教育科目「憲法概論」・「情報科学演習」・「健康・スポーツ科学」又は「運動・スポーツ科学」・外国語科目(大学英語等)を含む。
 (上記、共通教育等科目は教員免許法施行規則第66条の6に該当する科目である)
 ※「教職実践研究」を履修済みであることが登録条件のクラスあり。

V 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

● 全校種共通

①規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目等			
科 目	単位数	科 目 名	単位数		備 考
			必	選	
日本国憲法	2	憲法概論	2		
体 育	2	健康・スポーツ科学		2	1科目必修
		運動・スポーツ科学演習		2	
外国語コミュニケーション	2	大学英語		4	1科目必修
		インテンシブドイツ語 I		4	
		ドイツ語入門 I		2	
		インテンシブフランス語 I		4	
		フランス語入門 I		2	
		インテンシブスペイン語 I		4	
		スペイン語入門 I		2	
		中国語基礎 I		4	
		朝鮮語基礎 I		4	
		インドネシア語基礎 I		4	
		タイ語基礎 I		4	
		ロシア語入門 I		2	
		ヴェトナム語基礎 I		4	
		ラテン語入門 I		2	
情報機器の操作	2	情報科学演習	2		

● 小学校教諭

各科目区分それぞれから必要な科目・単位数を履修すること。

※「共通免許」は当該科目が、記載されている免許取得のための科目としても設定されていることを示します。

②教科及び指導法に関する科目

②-1教科に関する専門的事項

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	国語概説		2	幼	選択科目から計10単位選択必修 (※ただし、「国語教育論Ⅰ」は選択必修単位に含まれない) いずれか1科目選択
		国語教育論Ⅰ(※)		2	幼	
	社会	社会科要説		2		
	算数	数学概論		2	幼	
	理科	自然科学		2		
		自然科学概説		2		
	生活	生活科教育概論		2	幼	
	音楽	音楽		2	幼	
	図画工作	小専美術		2	幼	
	家庭	家庭		2		
体育	体育		2	幼		
外国語	外国語		2			
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			10単位			

②-2各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

科目区分	授業科目	単位数		履修方法等
		必	選	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	初等国語科教育法		2	
	初等社会科教育法		2	
	初等算数科教育法		2	
	初等理科教育法		2	
	初等生活科教育法		2	
	初等音楽科教育法		2	
	初等図工科教育法		2	
	初等家庭科教育法		2	
	初等体育科教育法		2	
	初等外国語教育法		2	
	・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			20単位

③大学が独自に設定する科目

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	理科野外実習	1	家庭科教育教材研究Ⅰ	2
いじめ不登校	2	教科書研究	2	家庭科教育教材研究Ⅱ	2
教育実践ボランティアⅠ	2	模擬授業	2	家庭科教育教材研究Ⅲ	2
教育実践ボランティアⅡ	2	発達支援教育実践A	2	家庭科教育実践研究Ⅰ	2
臨床描画心理学	2	発達支援教育実践B	2	家庭科教育実践研究Ⅱ	2
学校臨床心理学	2	学校教育リフレクション	2	英語科教材研究	2
新聞活用実践講座	2	学校・学級・授業Ⅰ	2	英語科実践研究	2
子どもと多言語・多文化教育	2	学校・学級・授業Ⅱ	2	版画A	2
環境科学概論	2	総合的な学習の理論と実践	2	ものづくり概論	2
琉球・沖縄史を学びあう	2	教育臨床研究Ⅰ	2	平和教育学概論	2
沖縄の環境と社会	2	教育臨床研究Ⅱ	2	離島・へき地教育概論	2
沖縄生活文化論	2	小学校における特別支援教育	2	社会科教材研究	2
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1	低学年カリキュラムの理論と実践	2	社会科教育実践研究	2
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1	教材開発演習Ⅰ	2	へき地認識演習Ⅰ	1
ICT活用実践講座	1	教材開発演習Ⅱ	2	へき地認識演習Ⅱ	1
生徒指導特講	1	小学校英語演習Ⅰ	2	教育心理学演習	2
学級経営特講	1	小学校英語演習Ⅱ	2	学習指導と学校図書館	2
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2	乳幼児教育学	2	読書と豊かな人間性	2
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2	国語教育実践研究Ⅰ	2	学校図書館メディアの構成	2
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2	国語教育実践研究Ⅱ	2	子どもと社会	2
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2	国語科教材研究Ⅰ	2	道徳授業研究Ⅰ	2
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2	国語科教材研究Ⅱ	2	道徳授業研究Ⅱ	2
附属小教育ボランティアA	2	国語科教材研究Ⅲ	2	教職インターンシップ	2
附属小教育ボランティアB	2	国語科教材研究Ⅳ	2		
附属小教育ボランティアC	2	算数・数学教材研究	2		
附属小教育ボランティアD	2	算数・数学実践研究	2		
授業観察・分析法	2	理科教材研究	2		
ことばの教育演習Ⅰ	2	理科実践研究	2		
ことばの教育演習Ⅱ	2	音楽科教材研究	2		
ことばの教育特講ⅠA	2	音楽科実践研究	1		
ことばの教育特講ⅠB	2	図工・美術教材研究	2		
ことばの教育特講ⅡA	2	図工・美術実践研究	2		
ことばの教育特講ⅡB	2	保健体育教材研究	2		
美術科教育法A	2	保健体育実践研究	2		
美術科教育法B	2	技術教育教材研究	2		
美術科教育法C	2	技術教育実践研究	2		

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計2単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

- ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
- 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

④教育の基礎的理解に関する科目等

科目区分	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等		
		必	選				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職121	教育原理	2		幼中高		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教職111 教職311	教職入門	2		幼中高		
		教職セミナー		2		幼中高	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 教職211 教職212 教職213	教育の制度		2		幼中高	いずれか1科目 選択必修
		教育行政学		2		幼中高	
		学校社会学		2		幼中高	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 教職221 教職201 教職203	教育心理学		2		幼中高	
		児童心理学		2		幼中高	
		学習心理学		2		幼中高	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教職502	特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援		1		幼中高	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 教職231	教育課程(教諭)		1		中高		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 教職233 教職234	道徳教育の理論と実践A(教諭)		2		中	いずれか1科目 選択必修
		道徳教育の理論と実践B(教諭)		2		中	
	総合的な学習の時間の指導法 教職501	総合的な学習の時間の授業づくり		1		中高	
	特別活動の指導法 教職235	特別活動論(教諭)		2		中高	
	教育の方法及び技術 教職232 教職237 教職321 教職134	教育方法(教諭)		1		中高	
		学級経営実践(教諭)		2		幼中高	
		複式学級授業論		2			
		授業技術		2		幼	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 教職131	教育におけるICT活用		1		中高	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教職241	生徒指導論(進路指導を含む)(教諭)		2		中高	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 教職242 教職243	教育相談(教諭)		2		幼中高	いずれか1科目 選択必修	
	学校カウンセリング(教諭)		2		幼中高		
教育実践に関する科目	教育実習 教職360 教職361 教職462 教職461 教職151 教職161 教職261	学校教育実践研究(小)		1		幼	事前事後指導 いずれか1科目 選択必修
		小学校教育実習A		4		幼	
		小学校教育実習C		4			
		小学校教育実習B		2		幼	
		介護等体験指導		1			
		教職体験I(小)		1		幼	
		教職体験II(小)		1		幼	
学校体験活動							
教職実践演習 教職491	教職実践演習		2		幼中高		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			28単位				

● 中学校教諭

各科目区分それぞれから必要な科目・単位数を履修すること。

※「共通免許」は当該科目が、記載されている免許取得のための科目としても設定されていることを示します。

1) 中学校(国語)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2		高(国)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から11単位以上選択必修
		日本語学講義Ⅰ		2	高(国)	
		日本語学講義Ⅱ		2	高(国)	
		日本語学演習Ⅰ		2	高(国)	
		日本語学演習Ⅱ		2	高(国)	
		日本語学特講ⅠA		2	高(国)	
		日本語学特講ⅠB		2	高(国)	
		日本語学特講ⅡA		2	高(国)	
		日本語学特講ⅡB		2	高(国)	
		言語文化資料講読Ⅰ		2	高(国)	
		言語文化資料講読Ⅱ		2	高(国)	
		言語文化論Ⅰ		2	高(国)	
		言語文化論Ⅱ		2	高(国)	
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学概論Ⅰ	2		
	日本文学概論Ⅱ			2	高(国)	
	日本近代文学講読Ⅰ			2	高(国)	
	日本近代文学講読Ⅱ			2	高(国)	
	日本古典文学講読Ⅰ			2	高(国)	
	日本古典文学講読Ⅱ			2	高(国)	
	日本古典文学特講ⅠA			2	高(国)	
日本古典文学特講ⅠB			2	高(国)		
日本古典文学特講ⅡA			2	高(国)		
日本古典文学特講ⅡB			2	高(国)		
漢文学	漢文学概論	2		高(国)		
	漢文学講読Ⅰ		2	高(国)		
	漢文学講読Ⅱ		2	高(国)		
書道（書写を中心とする。）	書道Ⅰ	1				
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法A	2		高(国)		
	国語科教育法B	2		高(国)		
	国語科教育法C	2		高(国)		
	国語教育論Ⅱ	2		高(国)		
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			28単位			

③大学が独自に設定する科目：中学校(国語)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	模擬授業	2		
いじめ不登校	2	発達支援教育実践A	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	発達支援教育実践B	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	学校教育リフレクション	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	学校・学級・授業Ⅰ	2		
臨床描画心理学	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
学校臨床心理学	2	総合的な学習の理論と実践	2		
新聞活用実践講座	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
環境科学概論	2	国語教育実践研究Ⅰ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	国語教育実践研究Ⅱ	2		
平和教育学概論	2	国語科教材研究Ⅰ	2		
沖縄の環境と社会	2	国語科教材研究Ⅱ	2		
沖縄生活文化論	2	国語科教材研究Ⅲ	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2	国語科教材研究Ⅳ	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2	教育心理学演習	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2	教職インターンシップ	2		
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
ことばの教育演習Ⅲ	2				
ことばの教育演習Ⅳ	2				
ことばの教育特講ⅢA	2				
ことばの教育特講ⅢB	2				
ことばの教育特講ⅣA	2				
ことばの教育特講ⅣB	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

2) 中学校(社会)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史概論	2		高(地歴)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から4単位以上選択必修
		歴史学史料講読Ⅰ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅱ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅲ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅳ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅰ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅱ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅲ(日本史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅳ(日本史)	2		高(地歴)	
		海洋文化史論	2		高(地歴)	
		島嶼歴史文化研究Ⅰ	2		高(地歴)	
		島嶼歴史文化研究Ⅱ	2		高(地歴)	
		島嶼歴史文化研究Ⅲ	2		高(地歴)	
		島嶼歴史文化研究Ⅳ	2		高(地歴)	
		歴史資料講読Ⅰ	2		高(地歴)	
		外国史概論A	2		高(地歴)	
		外国史概論B	2		高(地歴)	
		歴史学演習Ⅰ	1		高(地歴)	
		歴史学演習Ⅱ	1		高(地歴)	
		歴史学演習Ⅲ	1		高(地歴)	
		歴史学演習Ⅳ	1		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅴ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅵ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅶ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学史料講読Ⅷ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅴ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅵ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅶ(外国史)	2		高(地歴)	
		歴史学特殊講義Ⅷ(外国史)	2		高(地歴)	
		琉球・東アジアの史籍Ⅰ	2		高(地歴)	
		琉球・東アジアの史籍Ⅱ	2		高(地歴)	
		琉球・東アジアの史籍Ⅲ	2		高(地歴)	
		琉球・東アジアの史籍Ⅳ	2		高(地歴)	
	史学文献講読Ⅰ	2		高(地歴)		
	史学文献講読Ⅱ	2		高(地歴)		
	歴史資料講読Ⅱ	2		高(地歴)		
	地理学(地誌を含む。)	人文地理学概論	2		高(地歴)	いずれか1科目選択必修
		自然地理学概論	2		高(地歴)	
		地誌学概論A	2		高(地歴)	
		地誌学概論B	2		高(地歴)	
		地理学実習Ⅰ(人文地理)	1		高(地歴)	
		地理学実習Ⅱ(人文地理)	1		高(地歴)	
		地理学実習Ⅲ(人文地理)	1		高(地歴)	
地理学実習Ⅳ(人文地理)		1		高(地歴)		
地理学実習Ⅴ(人文地理)		1		高(地歴)		
地理学実習Ⅵ(人文地理)		1		高(地歴)		
地理学実習Ⅶ(人文地理)		1		高(地歴)		
地理学実習Ⅷ(人文地理)		1		高(地歴)		
地理学特殊講義Ⅰ		2		高(地歴)		
地理学特殊講義Ⅱ		2		高(地歴)		
地理学特殊講義Ⅲ		2		高(地歴)		
地理学特殊講義Ⅳ		2		高(地歴)		
地理学実習Ⅰ(自然地理)		1		高(地歴)		
地理学実習Ⅱ(自然地理)	1		高(地歴)			
地理学実習Ⅲ(自然地理)	1		高(地歴)			
地理学実習Ⅳ(自然地理)	1		高(地歴)			

教科に関する専門的事項	「社会学、経済学」	経済学特殊講義Ⅲ 経済学特殊講義Ⅳ 経済時事問題演習Ⅰ 経済時事問題演習Ⅱ 社会科教育特殊講義Ⅰ 社会科教育特殊講義Ⅱ 社会科教育特殊講義Ⅲ 社会科教育特殊講義Ⅳ 公民科教育資料講読Ⅰ 公民科教育資料講読Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民)	いずれか1科目 選択必修
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概説 倫理学 哲学史Ⅰ 哲学史Ⅱ 哲学史Ⅲ 哲学史Ⅳ 哲学演習Ⅰ 哲学演習Ⅱ 哲学演習Ⅲ 哲学演習Ⅳ 哲学特殊講義Ⅰ 哲学特殊講義Ⅱ 哲学特殊講義Ⅲ 哲学特殊講義Ⅳ	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2	高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民) 高(公民)	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅲ 社会科教育法Ⅳ	2 2 2 2	高(公民) 高(公民) 高(地歴) 高(地歴)		
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			28単位		

③大学が独自に設定する科目：中学校(社会)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	離島・へき地教育概論	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	社会科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	社会科教育実践研究	2		
学校臨床心理学	2	へき地認識演習Ⅰ	1		
新聞活用実践講座	2	へき地認識演習Ⅱ	1		
子どもと多言語・多文化教育	2	教育心理学演習	2		
環境科学概論	2	教職インターンシップ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
教科書研究	2				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計4単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

3) 中学校(数学)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通 免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	代数学	代数学序論Ⅰ	2		高(数)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位以上選択必修
		代数学序論Ⅰ演習		1	高(数)	
		代数学序論Ⅱ		2	高(数)	
		代数学Ⅰ		2	高(数)	
		代数学Ⅱ		2	高(数)	
		代数学特論Ⅰ		2	高(数)	
		代数学特論Ⅱ		2	高(数)	
		離散数学Ⅰ		2	高(数)	
		離散数学Ⅱ		2	高(数)	
	幾何学	幾何学序論Ⅰ	2		高(数)	
		幾何学序論Ⅰ演習		1	高(数)	
		幾何学序論Ⅱ		2	高(数)	
		幾何学Ⅰ		2	高(数)	
		幾何学Ⅱ		2	高(数)	
		幾何学特論Ⅰ		2	高(数)	
	解析学	幾何学特論Ⅱ		2	高(数)	
		解析学序論Ⅰ	2		高(数)	
		解析学序論Ⅰ演習		1	高(数)	
		解析学序論Ⅱ		2	高(数)	
		解析学Ⅰ		2	高(数)	
解析学Ⅱ			2	高(数)		
「確率論、統計学」	解析学特論Ⅰ		2	高(数)		
	解析学特論Ⅱ		2	高(数)		
	確率統計学Ⅰ	2		高(数)		
コンピュータ	確率統計学Ⅰ演習		1	高(数)		
	確率統計学Ⅱ		2	高(数)		
	情報数学Ⅰ	2		高(数)		
	情報数学Ⅱ		2	高(数)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	情報数学特論Ⅰ		2	高(数)		
	情報数学特論Ⅱ		2	高(数)		
	数学科教育法A	2		高(数)		
	数学科教育法B	2		高(数)		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法C	2		高(数)		
	数学科教育法D	2		高(数)		
	・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			28単位		

③大学が独自に設定する科目：中学校(数学)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育心理学演習	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	算数・数学教材研究	2		
臨床描画心理学	2	算数・数学実践研究	2		
学校臨床心理学	2	教職インターンシップ	2		
新聞活用実践講座	2				
子どもと多言語・多文化教育	2				
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計4単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

4) 中学校(理科)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	物理学	物理学Ⅰ	2	2	高(理)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から4単位以上選択必修
		物理学Ⅱ		高(理)		
		物理学Ⅲ		2	高(理)	
		物理学Ⅳ		2	高(理)	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験Ⅰ	2	2	高(理)	
		物理学実験Ⅱ		1	高(理)	
		物理学実験Ⅲ		2	高(理)	
		物理学実験Ⅳ		2	高(理)	
	化学	化学Ⅰ	2	2	高(理)	
		化学Ⅱ		高(理)		
		化学Ⅲ		2	高(理)	
		化学Ⅳ		2	高(理)	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験Ⅰ	2	2	高(理)	
		化学実験Ⅱ		1	高(理)	
化学実験Ⅲ		2		高(理)		
化学実験Ⅳ		2		高(理)		
生物学	生物学Ⅰ	2	2	高(理)		
	生物学Ⅱ		高(理)			
	生物学Ⅲ		2	高(理)		
	生物学Ⅳ		2	高(理)		
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験Ⅰ	2	2	高(理)		
	生物学実験Ⅱ		1	高(理)		
	生物学実験Ⅲ		2	高(理)		
	生物学実験Ⅳ		2	高(理)		
地学	地学Ⅰ	2	2	高(理)		
	地学Ⅱ		高(理)			
	地学Ⅲ		2	高(理)		
	地学Ⅳ		2	高(理)		
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験Ⅰ	2	2	高(理)		
	地学実験Ⅱ		1	高(理)		
	地球科学野外実習		1	高(理)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	理科教育法A	2		高(理)		
	理科教育法B	2		高(理)		
	理科教育法C	2		高(理)		
	理科教育法D	2		高(理)		
・ 教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			28単位			

③大学が独自に設定する科目：中学校(理科)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
いじめ不登校	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	理科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	理科実践研究	2		
学校臨床心理学	2				
新聞活用実践講座	2				
子どもと多言語・多文化教育	2				
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
理科野外実習	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

③大学が独自に設定する科目：中学校(音楽)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育心理学演習	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	音楽科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	音楽科実践研究	1		
学校臨床心理学	2	教職インターンシップ	2		
新聞活用実践講座	2				
子どもと多言語・多文化教育	2				
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

6) 中学校(美術)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	絵画基礎 絵画A 絵画B 絵画C 絵画D	2		高(美) 2 高(美) 2 高(美) 2 高(美) 2 高(美)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位以上選択必修
	彫刻	彫刻基礎 彫刻A 彫刻B 彫刻C 彫刻D	2		高(美) 2 高(美) 2 高(美) 2 高(美)	
	デザイン (映像メディア表現を含む。)	デザイン基礎 デザインA デザインB デザインC デザインD 図法及び製図 映像メディア表現A 映像メディア表現B デザイン理論	2		高(美・工芸) 2 高(美・工芸) 2 高(美・工芸) 2 高(美・工芸) 2 高(美・工芸) 2 高(美・工芸) 2 高(美) 2 高(美) 2 高(美・工芸)	
	工芸	工芸基礎 工芸理論 陶芸A 陶芸B 陶芸C 陶芸D 織染A 織染B 織染C 織染D	2		高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸) 2 高(工芸)	
	美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	美術理論・美術史基礎 美術理論・美術史A 美術理論・美術史B 美術理論・美術史C 美術理論・美術史D	2		高(美) 2 高(美) 2 高(美) 2 高(美) 2 高(美)	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		美術科教育法A 美術科教育法B 美術科教育法C 美術家教育法D	2 2 2 2		高(美) 高(美) 高(美) 高(美)	
・教員の免許状取得のための必修単位 (選択必修の単位数含む)			28単位			

③大学が独自に設定する科目：中学校(美術)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
いじめ不登校	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	版画A	2		
臨床描画心理学	2	教育心理学演習	2		
学校臨床心理学	2	図工・美術教材研究	2		
新聞活用実践講座	2	図工・美術実践研究	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教職インターンシップ	2		
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

7) 中学校(保健体育)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	体育実技	体操	1		高(保体)	いずれか1科目選択必修
		水泳演習	2		高(保体)	
		器械運動演習	2		高(保体)	
		陸上競技演習	2		高(保体)	
		柔道	1		高(保体)	
		剣道	1		高(保体)	
		空手	1		高(保体)	
		舞踊	1		高(保体)	
		琉球舞踊	1		高(保体)	
		バレーボール	1		高(保体)	
		バドミントン	1		高(保体)	
		テニス	1		高(保体)	
		卓球	1		高(保体)	
		ハンドボール	1		高(保体)	
		バスケットボール	1		高(保体)	
		サッカー	1		高(保体)	
	ソフトボール	1		高(保体)		
	野外教育演習	2		高(保体)		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	運動学	2		高(保体)	いずれか1科目選択必修
		体育原理	2		高(保体)	
体育心理学		2		高(保体)		
体育経営管理学		2		高(保体)		
体育社会学		2		高(保体)		
体育史		2		高(保体)		
トレーニング論		2		高(保体)		
トレーニング論演習		2		高(保体)		
メンタルマネージメント		2		高(保体)		
保健体育ゼミナール		2		高(保体)		
生理学(運動生理学を含む。)		2		高(保体)		
運動生理学実験・演習		2		高(保体)		
衛生学・公衆衛生学		2		高(保体)		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		2		高(保体)		
学校保健	2		高(保体)			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	保健体育科教育法A	2		高(保体)		
	保健体育科教育法B	2		高(保体)		
	保健体育科教育法C	2		高(保体)		
	保健体育科教育法D	2		高(保体)		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			29単位			

③大学が独自に設定する科目:中学校(保健体育)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅰ	2		
いじめ不登校	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
臨床描画心理学	2	子どもの身体と動き	2		
学校臨床心理学	2	教育心理学演習	2		
新聞活用実践講座	2	保健体育教材研究	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	保健体育実践研究	2		
環境科学概論	2	教職インターンシップ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

8) 中学校(技術)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	基礎製図	1		高(工)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から8単位以上選択必修
		木材加工基礎		2	高(工)	
		木材加工及び実習	2		高(工)	
		木材材料学		2	高(工)	
		木材加工機械学		2	高(工)	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工及び実習Ⅰ	2		高(工)	
		金属材料		2	高(工)	
	機械（実習を含む。）	機械基礎及び実習	2		高(工)	
		機械力学Ⅰ		2	高(工)	
		機械力学Ⅱ		2	高(工)	
機械工作実習Ⅰ			1	高(工)		
機械総合実習Ⅰ			1	高(工)		
電気（実習を含む。）	電気磁気・電気回路学及び実習	2		高(工)		
	電子回路・機器制御及び実習		2	高(工)		
	電子応用回路Ⅰ		2	高(工)		
	制御工学		2	高(工)		
	電気エネルギー変換工学実習		1	高(工)		
	電子応用回路Ⅱ		2	高(工)		
栽培（実習を含む。）	電気電子教材開発実習		1	高(工)		
	栽培学及び実習	1				
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報技術及び実習Ⅰ	2		高(工)		
	情報技術及び実習Ⅱ		2	高(工)		
	情報技術及び実習Ⅲ		2	高(工)		
	知能情報処理実習Ⅰ		1	高(工)		
	知能情報処理実習Ⅱ		1	高(工)		
	知能情報処理実習Ⅲ		1	高(工)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	技術科教育法A	2				
	技術科教育法B	2				
	技術科教育法C	2				
	技術科教育法D	2				
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			28単位			

③大学が独自に設定する科目：中学校（技術）

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	ものづくり概論	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育心理学演習	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	技術教育教材研究	2		
臨床描画心理学	2	技術教育実践研究	2		
学校臨床心理学	2	教職インターンシップ	2		
新聞活用実践講座	2				
子どもと多言語・多文化教育	2				
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
総合的な学習の理論と実践	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

9) 中学校(家庭)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	生活経営学	2		高(家)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から6単位以上選択必修
		家族と生活	2		高(家)	
		消費生活と環境		2	高(家)	
	被服学（被服製作実習を含む。）	衣生活学	2		高(家)	
		被服構成実習Ⅰ	1		高(家)	
		被服構成実習Ⅱ 服飾デザイン		1 2	高(家) 高(家)	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	調理学実習Ⅰ	1		高(家)		
	食事文化論		2	高(家)		
	調理学実習Ⅱ		1	高(家)		
	食物学Ⅰ 食物学Ⅱ	2		2 高(家) 高(家)		
住居学	住生活学Ⅰ	2		高(家)		
	住生活学Ⅱ		2	高(家)		
	住生活学実習		1	高(家)		
保育学（実習を含む。）	保育学	2		高(家)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	家庭科教育法A	2		高(家)		
	家庭科教育法B	2		高(家)		
	家庭科教育法C	2		高(家)		
	家庭科教育法D	2		高(家)		
・ 教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			28単位			

③大学が独自に設定する科目：中学校(家庭)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	家庭科教育教材研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	家庭科教育教材研究Ⅱ	2		
臨床描画心理学	2	家庭科教育教材研究Ⅲ	2		
学校臨床心理学	2	家庭科教育実践研究Ⅰ	2		
新聞活用実践講座	2	家庭科教育実践研究Ⅱ	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教育心理学演習	2		
環境科学概論	2	教職インターンシップ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

10) 中学校(英語)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	英語学	英文法演習	2		高(英語)	
		英語研究Ⅰ	2		高(英語)	
		英語研究Ⅱ	2		高(英語)	
		英語研究Ⅲ	2		高(英語)	
		英語学習論Ⅰ		2	高(英語)	
		英語学習論Ⅱ		2	高(英語)	
		英語の意味解釈		2	高(英語)	
		英語の音声構造		2	高(英語)	
		英語の文構造		2	高(英語)	
		日英語比較研究		2	高(英語)	
		英米言語文化特殊講義Ⅰ		2	高(英語)	
		英米言語文化特殊講義Ⅱ		2	高(英語)	
		英語文学	英米文学概論	2		
	イギリス文学概論		2		高(英語)	
	アメリカ文学概論		2		高(英語)	
	イギリス文学研究Ⅰ			2	高(英語)	
	イギリス文学研究Ⅱ			2	高(英語)	
	アメリカ文学研究Ⅰ			2	高(英語)	
	アメリカ文学研究Ⅱ			2	高(英語)	
	アメリカ文学研究Ⅲ			2	高(英語)	
アメリカ文学研究Ⅳ		2	高(英語)			
英米言語文化特殊講義Ⅲ		2	高(英語)			
英米言語文化特殊講義Ⅳ		2	高(英語)			
英語コミュニケーション	オーラルコミュニケーション	2		高(英語)		
	ライティング	2		高(英語)		
	リーディング	2		高(英語)		
	メディアの英語		2	高(英語)		
	アカデミックプレゼンテーション		2	高(英語)		
	英語スピーチ		2	高(英語)		
	英語ディベート		2	高(英語)		
異文化理解	異文化理解	2		高(英語)		
	英語の異文化間コミュニケーション		2	高(英語)		
	英語コミュニケーションの多様性		2	高(英語)		
	英語圏の言語政策と言語権 コミュニケーションと文化		2	高(英語)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法A	2		高(英語)		
	英語科教育法B	2		高(英語)		
	英語科教育法C	2		高(英語)		
	英語科教育法D	2		高(英語)		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			30単位			

③大学が独自に設定する科目：中学校(英語)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育心理学演習	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	英語科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	英語科実践研究	2		
学校臨床心理学	2	教職インターンシップ	2		
新聞活用実践講座	2				
子どもと多言語・多文化教育	2				
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計4単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

④教育の基礎的理解に関する科目等(中学校教諭)

科目区分	授業科目	単位数		共通開設	履修方法等	
		必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職 1 2 1	教育原理	2		幼小高	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教職 1 1 1 教職 3 1 1	教職入門	2		幼小高	
		教職セミナー	2		幼小高	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 教職 2 1 1 教職 2 1 2 教職 2 1 3	教育の制度	2		幼小高	いずれか1科目 選択必修
		教育行政学	2		幼小高	
		学校社会学	2		幼小高	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 教職 2 2 1 教職 2 0 1 教職 2 0 3	教育心理学	2		幼小高	
児童心理学		2		幼小高		
学習心理学		2		幼小高		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教職 5 0 2	特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1		幼小高		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 教職 2 3 1	教育課程(教諭)	1		小高		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 教職 2 3 3 教職 2 3 4	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2	小	いずれか1科目 選択必修	
		道徳教育の理論と実践B(教諭)	2	小		
	総合的な学習の時間の指導法 教職 5 0 1	総合的な学習の時間の授業づくり	1		小高	
	特別活動の指導法 教職 2 3 5	特別活動論(教諭)	2		小高	
	教育の方法及び技術 教職 2 3 2 教職 2 3 7	教育方法(教諭)	1		小高	
		学級経営実践(教諭)	2		小高	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 教職 1 3 1	教育におけるICT活用	1		小高	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教職 2 4 1	生徒指導論(進路指導を含む)(教諭)	2		小高	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 教職 2 4 2 教職 2 4 3		教育相談(教諭)	2		幼小高	いずれか1科目 選択必修
	学校カウンセリング(教諭)	2		幼小高		
教育実践に関する科目	教育実習 教職 3 7 0 教職 3 7 1 教職 4 7 2 教職 4 7 1 教職 4 7 3 教職 1 5 1 教職 1 6 2 教職 2 6 2	学校教育実践研究	1		高	事前事後指導 いずれか1科目 選択必修
		中学校教育実習A	4		高	
		中学校教育実習C	4		高	
		中学校教育実習B	2		高	
		高等学校教育実習	2		高	
		介護等体験指導	1		高	
		教職体験Ⅰ	1		高	
	教職体験Ⅱ	1		高		
学校体験活動						
教職実践演習 教職 4 9 1	教職実践演習	2		幼小高		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)		28単位				

● 高等学校教諭

各科目区分それぞれから必要な科目・単位数を履修すること。

※「共通免許」は当該科目が、記載されている免許取得のための科目としても設定されていることを示します。

1) 高等学校(国語)

② 教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等		
			必	選				
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2		中(国)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から12単位以上選択必修		
		日本語学講義Ⅰ		2	中(国)			
		日本語学講義Ⅱ		2	中(国)			
		日本語学演習Ⅰ		2	中(国)			
		日本語学演習Ⅱ		2	中(国)			
		日本語学特講ⅠA		2	中(国)			
		日本語学特講ⅠB		2	中(国)			
		日本語学特講ⅡA		2	中(国)			
		日本語学特講ⅡB		2	中(国)			
		言語文化資料講読Ⅰ		2	中(国)			
		言語文化資料講読Ⅱ		2	中(国)			
		言語文化論Ⅰ		2	中(国)			
		言語文化論Ⅱ		2	中(国)			
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学概論Ⅰ	2			中(国)	
	日本文学概論Ⅱ			2	中(国)			
	日本近代文学講読Ⅰ			2	中(国)			
	日本近代文学講読Ⅱ			2	中(国)			
	日本古典文学講読Ⅰ			2	中(国)			
	日本古典文学講読Ⅱ			2	中(国)			
	日本古典文学特講ⅠA			2	中(国)			
	日本古典文学特講ⅠB			2	中(国)			
	日本古典文学特講ⅡA			2	中(国)			
	日本古典文学特講ⅡB			2	中(国)			
	漢文学	漢文学概論	2		中(国)			
		漢文学講読Ⅰ		2	中(国)			
		漢文学講読Ⅱ		2	中(国)			
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法A	2		中(国)			
		国語科教育法B		2	中(国)			
		国語科教育法C		2	中(国)			
		国語教育論Ⅱ		2	中(国)			
	・ 教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			24単位				

③大学が独自に設定する科目:高等学校(国語)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	模擬授業	2		
いじめ不登校	2	発達支援教育実践A	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	発達支援教育実践B	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	学校教育リフレクション	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	学校・学級・授業Ⅰ	2		
臨床描画心理学	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
学校臨床心理学	2	総合的な学習の理論と実践	2		
新聞活用実践講座	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
環境科学概論	2	国語教育実践研究Ⅰ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	国語教育実践研究Ⅱ	2		
平和教育学概論	2	国語科教材研究Ⅰ	2		
沖縄の環境と社会	2	国語科教材研究Ⅱ	2		
沖縄生活文化論	2	国語科教材研究Ⅲ	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2	国語科教材研究Ⅳ	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2	教育心理学演習	2		
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2	教職インターンシップ	2		
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
ことばの教育演習Ⅲ	2				
ことばの教育演習Ⅳ	2				
ことばの教育特講ⅢA	2				
ことばの教育特講ⅢB	2				
ことばの教育特講ⅣA	2				
ことばの教育特講ⅣB	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計12単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

2)高等学校(地理歴史)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論	2		中(社会)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位以上選択必修
		歴史学史料講読Ⅰ(日本史)		2	中(社会)	
		歴史学史料講読Ⅱ(日本史)		2	中(社会)	
歴史学史料講読Ⅲ(日本史)			2	中(社会)		
歴史学史料講読Ⅳ(日本史)			2	中(社会)		
歴史学特殊講義Ⅰ(日本史)			2	中(社会)		
歴史学特殊講義Ⅱ(日本史)			2	中(社会)		
歴史学特殊講義Ⅲ(日本史)			2	中(社会)		
歴史学特殊講義Ⅳ(日本史)			2	中(社会)		
海洋文化史論			2	中(社会)		
島嶼歴史文化研究Ⅰ			2	中(社会)		
島嶼歴史文化研究Ⅱ			2	中(社会)		
島嶼歴史文化研究Ⅲ			2	中(社会)		
島嶼歴史文化研究Ⅳ			2	中(社会)		
歴史資料講読Ⅰ			2	中(社会)		
外国史	外国史概論A		2	中(社会)	いずれか1科目選択必修	
	外国史概論B		2	中(社会)		
	歴史学演習Ⅰ		2	中(社会)		
	歴史学演習Ⅱ		2	中(社会)		
	歴史学演習Ⅲ		2	中(社会)		
	歴史学演習Ⅳ		2	中(社会)		
	歴史学史料講読Ⅴ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学史料講読Ⅵ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学史料講読Ⅶ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学史料講読Ⅷ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学特殊講義Ⅴ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学特殊講義Ⅵ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学特殊講義Ⅶ(外国史)		2	中(社会)		
	歴史学特殊講義Ⅷ(外国史)		2	中(社会)		
	琉球・東アジアの史籍Ⅰ		2	中(社会)		
	琉球・東アジアの史籍Ⅱ		2	中(社会)		
	琉球・東アジアの史籍Ⅲ		2	中(社会)		
	琉球・東アジアの史籍Ⅳ		2	中(社会)		
	史学文献講読Ⅰ		2	中(社会)		
	史学文献講読Ⅱ		2	中(社会)		
歴史資料講読Ⅱ		2	中(社会)			
人文地理学・自然地理学	人文地理学概論		2		中(社会)	
	自然地理学概論		2		中(社会)	
	地理学実習Ⅰ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅱ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅲ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅳ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅴ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅵ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅶ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅷ(人文地理)			2	中(社会)	
	地理学特殊講義Ⅰ			2	中(社会)	
	地理学特殊講義Ⅱ			2	中(社会)	
	地理学特殊講義Ⅲ			2	中(社会)	
	地理学特殊講義Ⅳ			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅰ(自然地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅱ(自然地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅲ(自然地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅳ(自然地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅴ(自然地理)			2	中(社会)	
	地理学実習Ⅵ(自然地理)			2	中(社会)	

教科に関する専門的事項	人文地理学・自然地理学	地理学実習Ⅶ（自然地理）	2	中(社会)	いずれか1科目選択必修
		地理学実習Ⅷ（自然地理）	2	中(社会)	
		地理学特殊講義Ⅴ	2	中(社会)	
		地理学特殊講義Ⅵ	2	中(社会)	
		地理学特殊講義Ⅶ	2	中(社会)	
		地理学特殊講義Ⅷ	2	中(社会)	
		地理学外書講読Ⅰ	2	中(社会)	
		地理学外書講読Ⅱ	2	中(社会)	
		地理学演習Ⅰ	2	中(社会)	
		地理学演習Ⅱ	2	中(社会)	
		地理学演習Ⅲ	2	中(社会)	
		地理学演習Ⅳ	2	中(社会)	
		地理資料講読Ⅰ	2	中(社会)	
		地理資料講読Ⅱ	2	中(社会)	
	地誌	地誌学概論A	2	中(社会)	
		地誌学概論B	2	中(社会)	
琉球と東アジアの地誌		2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	社会科教育法Ⅲ	2	中(社会)		
	社会科教育法Ⅳ	2	中(社会)		
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）		24単位			

③ 大学が独自に設定する科目：高等学校(地理歴史)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	離島・へき地教育概論	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	社会科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	社会科教育実践研究	2		
学校臨床心理学	2	へき地認識演習Ⅰ	1		
子どもと多言語・多文化教育	2	へき地認識演習Ⅱ	1		
環境科学概論	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
平和教育学概論	2	教育心理学演習	2		
沖縄の環境と社会	2	教職インターンシップ	2		
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
新聞活用実践講座	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
教科書研究	2				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

- ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
- 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

3)高等学校(公民)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等			
			必	選					
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論		2	中(社会)	いずれか1科目選択必修 必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から14単位以上選択必修			
		政治学概論		2	中(社会)				
		政治学特殊講義Ⅰ		2	中(社会)				
		政治学特殊講義Ⅱ		2	中(社会)				
		政治学特殊講義Ⅲ		2	中(社会)				
		政治学特殊講義Ⅳ		2	中(社会)				
		政治学外書講読Ⅰ		2	中(社会)				
		政治学外書講読Ⅱ		2	中(社会)				
		政治学実習Ⅰ		1	中(社会)				
		政治学実習Ⅱ		1	中(社会)				
		政治学実習Ⅲ		1	中(社会)				
		政治学実習Ⅳ		1	中(社会)				
		政治学演習Ⅰ		1	中(社会)				
		政治学演習Ⅱ		1	中(社会)				
		政治学演習Ⅲ		1	中(社会)				
		政治学演習Ⅳ		1	中(社会)				
		行政学		2	中(社会)				
		地方自治論		2	中(社会)				
		地域経営基礎		2	中(社会)				
		地域経営論		2	中(社会)				
		市民性教育実習Ⅰ		2	中(社会)				
		市民性教育実習Ⅱ		2	中(社会)				
		国際関係概論		2	中(社会)				
		沖縄の政治		2	中(社会)				
		教科に関する専門的事項	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論			2	中(社会)	いずれか1科目選択必修
				経済学概論			2	中(社会)	
				社会調査Ⅰ			1	中(社会)	
				社会調査Ⅱ			1	中(社会)	
				社会学演習Ⅰ			1	中(社会)	
				社会学演習Ⅱ			1	中(社会)	
				社会学演習Ⅲ			1	中(社会)	
				社会学演習Ⅳ			1	中(社会)	
				社会学方法論			2	中(社会)	
				社会学学説研究Ⅰ			2	中(社会)	
社会学学説研究Ⅱ				2	中(社会)				
社会学特殊講義Ⅰ				2	中(社会)				
社会学特殊講義Ⅱ				2	中(社会)				
社会学特殊講義Ⅲ				2	中(社会)				
社会学特殊講義Ⅳ				2	中(社会)				
国際経済論				2	中(社会)				
経済学演習Ⅰ				1	中(社会)				
経済学演習Ⅱ				1	中(社会)				
経済学演習Ⅲ				1	中(社会)				
経済学演習Ⅳ				1	中(社会)				
経済学特殊講義Ⅰ				2	中(社会)				
経済学特殊講義Ⅱ				2	中(社会)				
経済学特殊講義Ⅲ				2	中(社会)				
経済学特殊講義Ⅳ				2	中(社会)				
経済時事問題演習Ⅰ				2	中(社会)				
経済時事問題演習Ⅱ				2	中(社会)				
社会科教育特殊講義Ⅰ				2	中(社会)				

教科に関する専門的事項	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会科教育特殊講義Ⅱ 社会科教育特殊講義Ⅲ 社会科教育特殊講義Ⅳ 公民科教育資料講読Ⅰ 公民科教育資料講読Ⅱ	2 2 2 2 2	中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会)	いずれか1科目選択必修	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概説 倫理学 哲学史Ⅰ 哲学史Ⅱ 哲学史Ⅲ 哲学史Ⅳ 哲学演習Ⅰ 哲学演習Ⅱ 哲学演習Ⅲ 哲学演習Ⅳ 哲学特殊講義Ⅰ 哲学特殊講義Ⅱ 哲学特殊講義Ⅲ 哲学特殊講義Ⅳ	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2	中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会) 中(社会)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ	2 2	中(社会) 中(社会)			
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）		24単位				

③大学が独自に設定する科目:高等学校(公民)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	離島・へき地教育概論	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	社会科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	社会科教育実践研究	2		
学校臨床心理学	2	へき地認識演習Ⅰ	1		
新聞活用実践講座	2	へき地認識演習Ⅱ	1		
子どもと多言語・多文化教育	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
環境科学概論	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	教育心理学演習	2		
平和教育学概論	2	教職インターンシップ	2		
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
教科書研究	2				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

4) 高等学校(数学)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	代数学	代数学序論Ⅰ	2		中(数)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の選択科目から10単位以上選択必修
		代数学序論Ⅰ演習		1	中(数)	
		代数学序論Ⅱ		2	中(数)	
		代数学Ⅰ		2	中(数)	
		代数学Ⅱ		2	中(数)	
		代数学特論Ⅰ		2	中(数)	
		代数学特論Ⅱ		2	中(数)	
		離散数学Ⅰ		2	中(数)	
		離散数学Ⅱ		2	中(数)	
	幾何学	幾何学序論Ⅰ	2		中(数)	
		幾何学序論Ⅰ演習		1	中(数)	
		幾何学序論Ⅱ		2	中(数)	
		幾何学Ⅰ		2	中(数)	
		幾何学Ⅱ		2	中(数)	
		幾何学特論Ⅰ		2	中(数)	
		幾何学特論Ⅱ		2	中(数)	
	解析学	解析学序論Ⅰ	2		中(数)	
		解析学序論Ⅰ演習		1	中(数)	
		解析学序論Ⅱ		2	中(数)	
		解析学Ⅰ		2	中(数)	
		解析学Ⅱ		2	中(数)	
		解析学特論Ⅰ		2	中(数)	
		解析学特論Ⅱ		2	中(数)	
	「確率論、統計学」	確率統計学Ⅰ	2		中(数)	
確率統計学Ⅰ演習			1	中(数)		
確率統計学Ⅱ			2	中(数)		
コンピュータ	情報数学Ⅰ	2		中(数)		
	情報数学Ⅱ		2	中(数)		
	情報数学特論Ⅰ		2	中(数)		
	情報数学特論Ⅱ		2	中(数)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法A	2		中(数)		
	数学科教育法B	2		中(数)		
	数学科教育法C		2	中(数)		
	数学科教育法D		2	中(数)		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			28単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(数学)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	算数・数学教材研究	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	算数・数学実践研究	2		
臨床描画心理学	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
学校臨床心理学	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
新聞活用実践講座	2	教育心理学演習	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教職インターンシップ	2		
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計12単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

5)高等学校(理科)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	物理学	物理学Ⅰ	2	2	中(理)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の選択科目から10単位以上選択必修
		物理学Ⅱ		2	中(理)	
		物理学Ⅲ		2	中(理)	
		物理学Ⅳ		2	中(理)	
	化学	化学Ⅰ	2	2	中(理)	
		化学Ⅱ		2	中(理)	
		化学Ⅲ		2	中(理)	
		化学Ⅳ		2	中(理)	
	生物学	生物学Ⅰ	2	2	中(理)	
		生物学Ⅱ		2	中(理)	
		生物学Ⅲ		2	中(理)	
		生物学Ⅳ		2	中(理)	
	地学	地学Ⅰ	2	2	中(理)	
		地学Ⅱ		2	中(理)	
		地学Ⅲ		2	中(理)	
		地学Ⅳ		2	中(理)	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	物理学実験Ⅰ		2	中(理)	
		化学実験Ⅰ		2	中(理)	
		生物学実験Ⅰ		2	中(理)	
		地学実験Ⅰ		2	中(理)	
物理学実験Ⅱ		1		中(理)		
物理学実験Ⅲ		2		中(理)		
物理学実験Ⅳ		2		中(理)		
化学実験Ⅱ		1		中(理)		
化学実験Ⅲ		2		中(理)		
化学実験Ⅳ		2		中(理)		
生物学実験Ⅱ		1		中(理)		
生物学実験Ⅲ		2		中(理)		
生物学実験Ⅳ		2		中(理)		
地学実験Ⅱ		1		中(理)		
地球科学野外実習		1		中(理)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	理科教育法A		2	中(理)		
	理科教育法B		2	中(理)		
	理科教育法C		2	中(理)		
	理科教育法D		2	中(理)		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			24単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(理科)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
いじめ不登校	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	理科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	理科実践研究	2		
学校臨床心理学	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
新聞活用実践講座	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教育心理学演習	2		
環境科学概論	2	教職インターンシップ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
理科野外実習	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計12単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

③大学が独自に設定する科目:高等学校(音楽)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
いじめ不登校	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	音楽科教材研究	2		
臨床描画心理学	2	音楽科実践研究	1		
学校臨床心理学	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
新聞活用実践講座	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教育心理学演習	2		
環境科学概論	2	教職インターンシップ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
理科野外実習	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

7)高等学校(美術)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	絵画基礎	2		中(美)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の選択科目から12単位以上選択必修
		絵画A		2	中(美)	
		絵画B		2	中(美)	
		絵画C		2	中(美)	
		絵画D		2	中(美)	
	彫刻	彫刻基礎	2		中(美)	
		彫刻A		2	中(美)	
		彫刻B		2	中(美)	
		彫刻C		2	中(美)	
	デザイン (映像メディア表現を含む。)	デザイン基礎	2		中(美) 高(工芸)	
		デザインA		2	中(美) 高(工芸)	
		デザインB		2	中(美) 高(工芸)	
		デザインC		2	中(美) 高(工芸)	
デザインD			2	中(美) 高(工芸)		
図法及び製図			2	中(美) 高(工芸)		
映像メディア表現A			2	中(美)		
映像メディア表現B		2	中(美)			
デザイン理論	デザイン理論		2	中(美) 高(工芸)		
	美術理論・美術史基礎	2		中(美) 高(工芸)		
	美術理論・美術史A		2	中(美)		
	美術理論・美術史B		2	中(美)		
美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	美術理論・美術史C		2	中(美)		
	美術理論・美術史D		2	中(美)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	美術科教育法A	2		中(美)		
	美術科教育法B		2	中(美)		
	美術科教育法C		2	中(美)		
	美術家教育法D		2	中(美)		
・教員の免許状取得のための必修単位 (選択必修の単位数含む)			24単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(美術)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
いじめ不登校	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	版画A	2		
臨床描画心理学	2	図工・美術教材研究	2		
学校臨床心理学	2	図工・美術実践研究	2		
新聞活用実践講座	2	道德教育の理論と実践A(教諭)	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	道德教育の理論と実践B(教諭)	2		
環境科学概論	2	教育心理学演習	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	教職インターンシップ	2		
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

8) 高等学校(工芸)

② 教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	図法・製図	図法及び製図	2		中高(美)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の選択科目から8単位以上選択必修
	デザイン	デザイン基礎	2		中高(美)	
		デザインA	2		中高(美)	
		デザインB	2		中高(美)	
		デザインC	2		中高(美)	
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)	工芸基礎	2		中(美)	
		陶芸A	2		中(美)	
		陶芸B	2		中(美)	
		陶芸C	2		中(美)	
	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	陶芸D	2		中(美)	
織染A		2		中(美)		
織染B		2		中(美)		
織染C		2		中(美)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	美術理論・美術史基礎	2		中高(美)		
	工芸理論	2		中(美)		
	デザイン理論	2		中高(美)		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	工芸科教育法A	2				
	工芸科教育法B	2				
・ 教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			24単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(工芸)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
いじめ不登校	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	版画A	2		
臨床描画心理学	2	図工・美術教材研究	2		
学校臨床心理学	2	図工・美術実践研究	2		
新聞活用実践講座	2	道德教育の理論と実践A(教諭)	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	道德教育の理論と実践B(教諭)	2		
環境科学概論	2	教育心理学演習	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	教職インターンシップ	2		
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

9)高等学校(保健体育)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等	
			必	選			
教科に関する専門的事項	体育実技	体操	1		中(保体)	いずれか1科目選択必修	
		水泳演習	2		中(保体)		
		器械運動演習	2		中(保体)		
		陸上競技演習	2		中(保体)		
		柔道	1		中(保体)	いずれか1科目選択必修	
		剣道	1		中(保体)		
		空手	1		中(保体)		
		舞踊	1		中(保体)	いずれか1科目選択必修	
		琉球舞踊	1		中(保体)		
		バレーボール	1		中(保体)	いずれか1科目選択必修	
		バドミントン	1		中(保体)		
		テニス	1		中(保体)		
		卓球	1		中(保体)		
		ハンドボール	1		中(保体)		
		バスケットボール	1		中(保体)		
		サッカー	1		中(保体)	いずれか1科目選択必修	
	ソフトボール	1		中(保体)			
			野外教育演習	2		中(保体)	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	運動学	2		中(保体)	いずれか1科目選択必修
			体育原理	2		中(保体)	
	体育心理学		2		中(保体)		
	体育経営管理学		2		中(保体)		
	体育社会学		2		中(保体)		
	体育史		2		中(保体)		
	トレーニング論		2		中(保体)		
	トレーニング論演習		2		中(保体)		
	メンタルマネジメント		2		中(保体)		
	保健体育ゼミナール		2		中(保体)		
	生理学(運動生理学を含む。)	生理学・運動生理学	2		中(保体)		
		運動生理学実験・演習	2		中(保体)		
	衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	2		中(保体)		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健	2		中(保体)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		保健体育科教育法A	2		中(保体)		
		保健体育科教育法B	2		中(保体)		
		保健体育科教育法C		2	中(保体)		
		保健体育科教育法D		2	中(保体)		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			25単位				

③大学が独自に設定する科目:高等学校(保健体育)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	子どものからだと動き	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
臨床描画心理学	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
学校臨床心理学	2	教育心理学演習	2		
新聞活用実践講座	2	保健体育教材研究	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	保健体育実践研究	2		
環境科学概論	2	教職インターンシップ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

10) 高等学校(家庭)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	生活経営学	2		中(家)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から3単位以上選択必修
		家族と生活	2		中(家)	
		消費生活と環境		2	中(家)	
	被服学（被服製作実習を含む。）	衣生活学	2		中(家)	
		被服構成実習Ⅰ	1		中(家)	
		被服構成実習Ⅱ 服飾デザイン		1 2	中(家) 中(家)	
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	調理学実習Ⅰ	1		中(家)	
食事文化論			2	中(家)		
調理学実習Ⅱ			1	中(家)		
食物学Ⅰ 食物学Ⅱ		2		中(家) 中(家)		
住居学（製図を含む。）	住生活学Ⅰ	2		中(家)		
	住生活学実習	1		中(家)		
	住生活学Ⅱ		2	中(家)		
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学	2		中(家)		
家庭電気・家庭機械・情報処理	家庭工学及び情報処理	2				
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	家庭科教育法A	2		中(家)		
	家庭科教育法B	2		中(家)		
	家庭科教育法C		2	中(家)		
	家庭科教育法D		2	中(家)		
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			24単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(家庭)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
臨床描画心理学	2	家庭科教育教材研究Ⅰ	2		
学校臨床心理学	2	家庭科教育教材研究Ⅱ	2		
新聞活用実践講座	2	家庭科教育教材研究Ⅲ	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	家庭科教育実践研究Ⅰ	2		
環境科学概論	2	家庭科教育実践研究Ⅱ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	教育心理学演習	2		
平和教育学概論	2	教職インターンシップ	2		
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				

・教員の免許状取得のための必修単位

下記の科目から計12単位以上

「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。

- ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位
- 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位

11)高等学校(工業)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	基礎製図	1		中(技術)	必修・選択必修科目の他、「教科に関する専門的事項」の選択科目から7単位以上選択必修
		木材加工基礎		2	中(技術)	
		木材加工及び実習	2		中(技術)	
		木材材料学		2	中(技術)	
		木材加工機械学		2	中(技術)	
		金属加工及び実習Ⅰ	2		中(技術)	
		金属材料		2	中(技術)	
		機械基礎及び実習	2		中(技術)	
		機械力学Ⅰ		2	中(技術)	
		機械力学Ⅱ		2	中(技術)	
		機械工作実習Ⅰ	1		中(技術)	
		機械総合実習Ⅰ	1		中(技術)	
		電気磁気・電気回路学及び実習	2		中(技術)	
		電子回路・機器制御及び実習		2	中(技術)	
		電子応用回路Ⅰ		2	中(技術)	
		制御工学		2	中(技術)	
		電気エネルギー変換工学実習	1		中(技術)	
		電子応用回路Ⅱ		2	中(技術)	
		電気電子教材開発実習	1		中(技術)	
		情報技術及び実習Ⅰ		2	中(技術)	
情報技術及び実習Ⅱ		2	中(技術)			
情報技術及び実習Ⅲ		2	中(技術)			
知能情報処理実習Ⅰ		1	中(技術)			
知能情報処理実習Ⅱ		1	中(技術)			
知能情報処理実習Ⅲ		1	中(技術)			
	職業指導	職業指導	2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工業科教育法A		2			
	工業科教育法B		2			
・教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）			24単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(工業)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	ものづくり概論	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
臨床描画心理学	2	教育心理学演習	2		
学校臨床心理学	2	技術教育教材研究	2		
新聞活用実践講座	2	技術教育実践研究	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教職インターンシップ	2		
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
総合的な学習の理論と実践	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計12単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

12) 高等学校(英語)

②教科及び指導法に関する科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
教科に関する専門的事項	英語学	英文法演習	2		中(英語)	
		英語研究Ⅰ	2		中(英語)	
		英語研究Ⅱ	2		中(英語)	
		英語研究Ⅲ	2		中(英語)	
		英語学習論Ⅰ		2	中(英語)	
		英語学習論Ⅱ		2	中(英語)	
		英語の意味解釈		2	中(英語)	
		英語の音声構造		2	中(英語)	
		英語の文構造		2	中(英語)	
		日英語比較研究		2	中(英語)	
		英米言語文化特殊講義Ⅰ		2	中(英語)	
		英米言語文化特殊講義Ⅱ		2	中(英語)	
	英語文学	英米文学概論	2		中(英語)	
		イギリス文学概論	2		中(英語)	
		アメリカ文学概論	2		中(英語)	
		イギリス文学研究Ⅰ		2	中(英語)	
イギリス文学研究Ⅱ			2	中(英語)		
アメリカ文学研究Ⅰ			2	中(英語)		
アメリカ文学研究Ⅱ			2	中(英語)		
アメリカ文学研究Ⅲ			2	中(英語)		
アメリカ文学研究Ⅳ		2	中(英語)			
英米言語文化特殊講義Ⅲ		2	中(英語)			
英米言語文化特殊講義Ⅳ		2	中(英語)			
英語コミュニケーション	オーラルコミュニケーション	2		中(英語)		
	ライティング	2		中(英語)		
	リーディング	2		中(英語)		
	メディアの英語		2	中(英語)		
	アカデミックプレゼンテーション		2	中(英語)		
	英語スピーチ		2	中(英語)		
	英語ディベート		2	中(英語)		
異文化理解	異文化理解	2		中(英語)		
	英語の異文化間コミュニケーション		2	中(英語)		
	英語コミュニケーションの多様性		2	中(英語)		
	英語圏の言語政策と言語権 コミュニケーションと文化		2	中(英語)		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法A	2		中(英語)		
	英語科教育法B	2		中(英語)		
	英語科教育法C		2	中(英語)		
	英語科教育法D		2	中(英語)		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			26単位			

③大学が独自に設定する科目:高等学校(英語)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
いじめ不登校	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	道徳教育の理論と実践A(教諭)	2		
教育実践ボランティアⅢ	2	道徳教育の理論と実践B(教諭)	2		
臨床描画心理学	2	教育心理学演習	2		
学校臨床心理学	2	英語科教材研究	2		
新聞活用実践講座	2	英語科実践研究	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	教職インターンシップ	2		
環境科学概論	2				
琉球・沖縄史を学びあう	2				
平和教育学概論	2				
沖縄の環境と社会	2				
沖縄生活文化論	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2				
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2				
小学校英語演習Ⅰ	2				
ものづくり概論	2				
離島・へき地教育概論	2				
小学校プログラミング教育概論Ⅰ	1				
小学校プログラミング教育概論Ⅱ	1				
ICT活用実践講座	1				
生徒指導特講	1				
学級経営特講	1				
模擬授業	2				
発達支援教育実践A	2				
発達支援教育実践B	2				
学校教育リフレクション	2				
学校・学級・授業Ⅰ	2				
学校・学級・授業Ⅱ	2				
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計12単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

④教育の基礎的理解に関する科目等(高等学校教諭)

科目区分	授業科目	単位数		共通開設	履修方法等
		必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教職121 教育原理	2		幼小中	
	教職111 教職入門	2		幼小中	
	教職311 教職セミナー		2	幼小中	
	教職211 教育行政学		2	幼小中	いずれか1科目選択必修
	教職212 教育の制度		2	幼小中	
	教職213 学校社会学		2	幼小中	
	教職221 教育心理学	2		幼小中	
教職201 児童心理学		2	幼小中		
教職203 学習心理学		2	幼小中		
教職502 特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1		幼小中		
教職231 教育課程(教諭)	1		小中		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教職501 総合的な学習の時間の授業づくり	1		小中	
	教職235 特別活動論(教諭)	2		小中	
	教職232 教育方法(教諭)	1		小中	
	教職237 学級経営実践(教諭)		2	小中	
	教職131 教育におけるICT活用	1		小中	
	教職241 生徒指導論(進路指導を含む)(教諭)	2		小中	
	教職242 教育相談(教諭)		2	幼小中	いずれか1科目選択必修
教職243 学校カウンセリング(教諭)		2	幼小中		
教育実践に関する科目	教職370 学校教育実践研究	1		中	いずれか1科目選択必修
	教職371 中学校教育実習A		4	中	
	教職472 中学校教育実習C		4	中	
	教職471 中学校教育実習B		2	中	
	教職473 高等学校教育実習		2	中	
	教職162 教職体験I		1	中	
	教職262 教職体験II		1	中	
学校体験活動					
教職491 教職実践演習	2		幼小中		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)		24単位			

● 幼稚園教諭

各科目区分それぞれから必要な科目・単位数を履修すること。

※「共通免許」は当該科目が、記載されている免許取得のための科目としても設定されていることを示します。

②領域及び保育内容の指導法に関する科目

②-1領域に関する専門的事項

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通免許	履修方法等
			必	選		
領域に関する専門的事項	国語	国語概説		2	小	選択科目から2単位以上、選択必修 (※ただし、「国語教育論Ⅰ」は選択必修単位に含まれない)
		国語教育論Ⅰ(※)		2	小	
	算数	数学概論		2	小	
		生活科教育概論		2	小	
	音楽	音楽		2	小	
	図画工作	小専美術		2	小	
体育	体育		2	小		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)			2単位			

②-2保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

科目区分	授業科目	単位数		履修方法等
		必	選	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	健康	2		保育内容の指導法に関する科目のうち、半数までは、小学校免教諭の普通免許状を受ける場合の『各教科の指導法』又は『特別活動の指導法』の単位をもってあてることができる。
	人間関係	2		
	環境	2		
	言葉	2		
	表現ⅠA	2		
	表現ⅡA	2		
	表現ⅡB	2		
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)		14単位		

③大学が独自に設定する科目

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
総合演習Ⅲ	2	学校・学級・授業Ⅰ	2		
いじめ不登校	2	学校・学級・授業Ⅱ	2		
教育実践ボランティアⅠ	2	総合的な学習の理論と実践	2		
教育実践ボランティアⅡ	2	教育臨床研究Ⅰ	2		
臨床描画心理学	2	教育臨床研究Ⅱ	2		
学校臨床心理学	2	乳幼児教育学	2		
新聞活用実践講座	2	国語教育実践研究Ⅰ	2		
子どもと多言語・多文化教育	2	国語教育実践研究Ⅱ	2		
環境科学概論	2	国語科教材研究Ⅰ	2		
琉球・沖縄史を学びあう	2	国語科教材研究Ⅱ	2		
沖縄の環境と社会	2	国語科教材研究Ⅲ	2		
沖縄生活文化論	2	国語科教材研究Ⅳ	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2	算数・数学教材研究	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2	算数・数学実践研究	2		
インクルーシブ教育指導法Ⅲ	2	理科教材研究	2		
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅰ	2	理科実践研究	2		
障がい者の教育実践と地域発達支援Ⅱ	2	音楽科教材研究	2		
附属小教育ボランティアA	2	音楽科実践研究	1		
附属小教育ボランティアB	2	図工・美術教材研究	2		
附属小教育ボランティアC	2	図工・美術実践研究	2		
附属小教育ボランティアD	2	保健体育教材研究	2		
図工・美術科教育演習	2	保健体育実践研究	2		
ことばの教育演習Ⅰ	2	技術教育教材研究	2		
ことばの教育演習Ⅱ	2	技術教育実践研究	2		
ことばの教育特講ⅠA	2	家庭科教育教材研究Ⅰ	2		
ことばの教育特講ⅠB	2	家庭科教育教材研究Ⅱ	2		
ことばの教育特講ⅡA	2	家庭科教育教材研究Ⅲ	2		
ことばの教育特講ⅡB	2	家庭科教育実践研究Ⅰ	2		
美術科教育法A	2	家庭科教育実践研究Ⅱ	2		
美術科教育法B	2	英語科教材研究	2		
美術科教育法C	2	英語科実践研究	2		
模擬授業	2	版画A	2		
発達支援教育実践A	2	教育心理学演習	2		
発達支援教育実践B	2	読書と豊かな人間性	2		
学校教育リフレクション	2	教職インターンシップ	2		
・教員の免許状取得のための必修単位			下記の科目から計14単位以上		
<p>「大学が独自に開設する科目」の単位は以下の単位を指します。</p> <p>1. ③「大学が独自に開設する科目」の科目の単位</p> <p>2. 最低修得単位数を超えて履修した②「教科及び教科の指導法に関する科目」又は④「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目の単位</p>					

④教育の基礎的理解に関する科目等

科目区分	授業科目	単位数		共通 免許	履修方法等	
		必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職 1 2 1 教育原理	2		小中高		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教職 1 1 1 教職入門 教職 3 1 1 教職セミナー	2	2	小中高		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 教職 2 1 1 教育の制度 教職 2 1 2 教育行政学 教職 2 1 3 学校社会学	2	2	小中高	いずれか1科目 選択必修	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 教職 2 2 1 教育心理学 教職 2 0 1 児童心理学 教職 2 0 3 学習心理学	2	2	小中高		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教職 5 0 2 特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1		小中高		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 教職 3 5 1 幼稚園教育課程の編成方法	1				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 教職 3 5 2 幼児の教育方法 教職 2 3 7 学級経営実践（教諭） 教職 1 3 4 授業技術	1	2	小中高	
幼児理解の理論及び方法 教職 3 3 2 幼児理解		2				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教職 2 4 2 教育相談（教諭） 教職 2 4 3 学校カウンセリング（教諭）		2	2	小中高	いずれか1科目 選択必修	
教育実践に関する科目	学校教育実践研究（小） 教職 3 6 0 学校教育実践研究（小） 教職 3 6 1 小学校教育実習A 教職 4 8 1 幼稚園教育実習A 教職 4 8 2 幼稚園教育実習B 教職 4 6 1 小学校教育実習B 教職 1 6 1 教職体験Ⅰ（小） 教職 2 6 1 教職体験Ⅱ（小）	1	4	小		事前事後指導 ※幼稚園教育実習を履修するには「幼稚園教育基礎実践」を履修済であることが必要です。
	学校体験活動					
	教職実践演習 教職 4 9 1 教職実践演習	2		小中高		
	・ 教員の免許状取得のための必修単位（選択必修の単位数含む）					
					2 2 単位	

●特別支援学校教諭免許(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		中心	含む	履修方法等	
		必	選				
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育概説	2				
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	① 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者 視覚障害者 聴覚障害者	一種免許状 16単位以上修得
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢体不自由者			
		病弱者の心理・生理・病理	2	病弱者			
	知的障害者教育	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者			
	② 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由者教育	2	肢体不自由者			
	病弱者教育	2	病弱者				
	インクルーシブ教育指導法Ⅰ(特支)	2	肢体不自由者				
	インクルーシブ教育指導法Ⅱ(特支)	2	病弱者				
インクルーシブ教育指導法Ⅲ(特支)	2	知的障害者					
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育の心理・生理・病理概説	2	重複・LD等領域	知的障害者 肢体不自由者 病弱者 視覚障害者 聴覚障害者	重複・LD・ADHD
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者教育	1	視覚障害者	いずれか1科目選択必修		
		聴覚障害者教育A	1	聴覚障害者			
		聴覚障害者教育B	1	聴覚障害者			
		発達障害者教育	1	重複・LD等領域			
		重複障害者教育	1	重複・LD等領域			
		ダイバーシティ教育実践研究ⅠA	1	重複・LD等領域			
		ダイバーシティ教育実践研究ⅠB	1	重複・LD等領域			
		ダイバーシティ教育実践研究ⅡA	1	重複・LD等領域			
ダイバーシティ教育実践研究ⅡB	1	重複・LD等領域					
ダイバーシティ教育実践研究ⅢA	1	重複・LD等領域					
ダイバーシティ教育実践研究ⅢB	1	重複・LD等領域					
第四欄	心身に障害のある幼児、又は生徒についての教育実習	特別支援学校教育実践研究	1			教育実習の事前及び事後指導	
		特別支援学校教育実習	3				
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)				28単位			

- 備考 1. 幼、小、中、又は高校のいずれかの教員免許を取得していること。(取得見込みを含む。)
2. 小学校教育実習Aもしくは中学校教育実習Aを履修済みのこと。
3. 特別支援学校教育実習の登録条件
- ア) 「特別支援教育概説」、「知的障害者教育」、「肢体不自由者教育」を履修済のこと。
- イ) 実習時期と期間 : 5~6月に3週間(15日間)

教育職員免許法（抜粋）

第1章 総則

第1条～第2条（略）

（免許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 （略）

第3条の2（略）

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2～4 （略）

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6 （略）

第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 18歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を

経過しない者

六 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

略

(免許状の授与の手続等)

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第6条～第23条 (略)

別表第一（第5条，第5条の2関係）

第一欄		第二欄		第三欄	
所要資格 免許状の種類		基礎資格		大学において修得することを必要とする最低単位数	
				教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			26
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			16

備考

- この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 1の2（略）
- 2 第二欄の「修士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ）の専攻科若しくは文部科学大臣するこれに相当する課程に一年以上在学し，30単位以上修得した場合を含むものとする。（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）
- 2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。（別表第二の場合においても同様とする。）
- 2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。（別表第二の二の場合においても同様とする。）
- 3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては，第三欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園，小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

- 5 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第5条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格	免許状の種類	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
		専修免許状	修士の学位を有すること。
養護教諭	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	56
		ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	12
		ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	22
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	42
		ロ 保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受けていること。	
	ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。		

備考

- 1 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 2 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

- 3 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。
- 4 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の二（第5条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	46
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	22
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	14
備考			
<p>1 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>2 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p>			

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第1章 単位の修得方法等

〔単位の修得方法等〕

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等については、この章の定めるところによる。

〔単位の計算方法〕

第1条の2 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第14条第2項及び第3項、大学通信教育設置基準（昭和50年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第11条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第1条の3 免許法別表第一備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

〔幼稚園教諭の科目の単位の修得方法〕

第2条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最	第二欄 領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
低 修 得 単 位 数	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
		幼児理解の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			

最低修得単位数	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2

備考

- 1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は1単位以上を修得するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）
- 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）
- 5 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）
 - イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
 - ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。
 - ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- 6 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第5号及び第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携認定子ども園」という。）の教育を中心とするものとする。
- 7 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）
- 8 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）

- 9 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもってこれに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）
- 9の2 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員について免許法別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第67条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）
- 10 教育実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教育実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）
- 11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教育実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の場合においても同様とする。）
- 12 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）
- 13 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもってあてることができる。
- 14 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）
- 15 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

[小学校教諭の科目の単位の修得方法]

第3条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
低	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
単	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			

最低 修得 単 位 数		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	第五 欄	教育実践に 関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第六 欄	大学が独自に 設定する科目		26	2	2

備 考

- 1 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他の各外国語に分ける。）（第3号及び第11条の2の表備考第2号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 4の2 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする（次条第1項及び第五条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 5 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第7号及び第5条第1項の表備考第3号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

2～4 (略)

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第4条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
最低修得単位	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			

得 単 位	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)					
			総合的な学習の時間の指導法								
			特別活動の指導法								
			教育の方法及び技術								
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
			生徒指導の理論及び方法								
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
			第 五 欄				教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
								教職実践演習	2	2	2
第 六 欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4						

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれに定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。
 - イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
 - ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、 「社会学、経済学」、 「哲学、倫理学、宗教学」
 - ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピューター
 - ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピューター活用を含む。）、化学、化学実験（コンピューター活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピューター活用を含む。）、地学、地学実験（コンピューター活用を含む。）、
 - ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統的音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
 - ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディアを含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
 - ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動学方法を含む。）、生理学（運動生理を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - チ （略）
 - リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピューター（実習を含む。）、
 - ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
 - ル （略）
 - ロ （略）
 - ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 - カ （略）
- 2 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）、
- 3 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表においても同様とする。）、
- 4 第1号中「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）、ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）、についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。）、
- 5 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。）、
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）、
- 7 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）、次条第1項の表備考台3号の場合において同じ。）、の教育を中心とするものとする。）、
- 8 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）、又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）、において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののにおいて教育に従事する者を含む。）、として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）、の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）、

8の2 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし，海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第67条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

9 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については，当分の間，各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については，教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は，当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において，各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上，その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2～4 （略）

〔高等学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第5条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
修得単位数	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
		教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		

最 低 修 得 単 位	第四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
位	第五 欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
数	第六 欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれに定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピューター
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピューター活用を含む。）、化学実験（コンピューター活用を含む。）、生物学実験（コンピューター活用を含む。）、地学実験（コンピューター活用を含む。）」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統的音楽及び諸民族の音楽を含む。）」
- ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディアを含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」
- チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」
- リ (略)
- ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動学方法を含む。）、生理学（運動生理を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
- ル (略)
- ヲ (略)

- ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理
- カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピューター・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業
- ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
- タ 工業 工業の関係科目、職業指導
- レ (略)
- ソ (略)
- ツ (略)
- ネ (略)
- ナ (略)
- ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- ム (略)

- 2 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 4 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 6 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 7 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては8単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2～4 (略)

第6条 削除

[特別支援学校教諭等の科目の単位の修得方法]

第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数				
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援学校教育領域以外の領域に関する科目	
免許状の種類			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
	専修免許状	2	16	5	3	
	特別支援学校教諭	一種免許状	2	16	5	3
	二種免許状	2	8	3	3	
備考						
<p>1 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>2 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。</p> <p>イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）以上を含む。）</p> <p>ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）以上を含む。）</p> <p>3 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p> <p>4 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。</p> <p>5 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第5項第3号においても同様とする。）</p>						

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 4 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 5 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第1項の表の第3欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
- 6 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
 - 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表第2欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を習得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る1単位以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位）以上
 - 二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
 - 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 7 第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第6項」と読み替えるものとする。
- 8 免許法別表第一備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第5項までに定める修得方法の例によるものとする。

〔養護教諭の科目の単位の修得方法〕

第9条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目	28	28	24	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
			教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	4	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		31	7	4	

備考

- 1 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
 - イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）4単位以上，学校保健2単位以上，養護概説2単位以上，健康相談活動の理論・健康相談活動の方法2単位以上，栄養学（食品学を含む。）2単位以上，解剖学・生理学2単位以上，「微生物学，免疫学，薬理概論」2単位以上，精神保健2単位以上，看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）10単位以上
 - ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）2単位以上，学校保健1単位以上，養護概説1単位以上，健康相談活動の理論・健康相談活動の方法2単位以上，栄養学（食品学を含む。）2単位以上，解剖学・生理学2単位以上，「微生物学，免疫学，薬理概論」2単位以上，精神保健2単位以上，看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）10単位以上
- 2 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては，教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 3 養護実習の単位は，養護教諭，養護助教諭又は第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経歴年数1年について1単位の割合で，教育の基礎的理解に関する科目，道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて，これに替えることができる。
- 3の2 前号に規定する実務証明責任者は，養護教諭，養護助教諭又は第69条の2に規定する職員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務責任者と同様とする。
- 4 教育の基礎的理解に関する科目，道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目の単位は，教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで，道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目にあつては2単位まで，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 5 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目の単位は，教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで，道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目にあつては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで，栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合におしても同様とする。）。
- 6 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は，次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ，それぞれ定める科目について修得するものとする。
 - イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
 - ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
- 7 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は，養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。），学校保健，養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について，合わせて3単位以上を，教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。），教育の基礎的理解に関する科目（幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち1単位以上の科目並びに養護実習について，それぞれ2単位以上を修得するものとする。
- 8 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は，養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ2単位以上を，学校保健及び養護概説について合わせて2単位以上を，教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目，幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち1以上の科目並びに養護実習について，それぞれ2単位以上を修得するものとする。

[栄養教諭の科目の単位の修得方法]

第10条 免許法別表第2の2に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	栄養に係る教育に関する科目	4	4	2	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
			教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	6	3
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		24			

備考

- 1 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄耀教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を修得するものとする。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

〔一種免許を有する者等の単位数〕

- 第10条の2 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規程により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第3項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第3項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。
 - 3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。
 - 4 第7条第4項又は第6項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には、同条第4項又は第6項に定める単位数のうち二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。
 - 5 第7条第4項又は第6項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるため、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を同条第4項又は第6項に定める一種免許状に係る単位数に含めることができる。ただし、同条第3項又は第5項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。
- 第10条の3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位数に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校 教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。
- 2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条第1項、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条第1項又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第11条～第66条の5 (略)

[科目の単位]

第66条の6 免許法別表第一備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位とする。

第66条の7～第76条 (略)

附 則 (略)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則 (略)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

(介護等の体験の期間)

第1条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第2条 特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第81条第2項若しくは第3項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条、第56条の2（これらの規定を第79条、第79条の6又は第108条第1項において準用する場合を含む。）、第86条（第108条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第140条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。)

二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設

三 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設

四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

五 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設

六 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設

七 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設

八 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス（通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）若しくは地域密着型サービス（複合型サービスに限る。）を行う施設

- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設
- 十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する国立ハンセン病療養所等
- 十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設
- 十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設
（介護等の体験を免除する者）

第3条 特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者
 - 二 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者
 - 三 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
 - 四 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
 - 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
 - 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
 - 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
 - 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
 - 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
 - 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- 2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

- 第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うにあたって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。
- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
 - 3 証明書の様式は、別記様式（省略）のとおりとする。

附 則 （略）